

# 上級相続診断士 練習問題 解説書

第1問 次の関連業法とコンプライアンスに関する各文章（問1～問10）を読んで、正しいものまたは適切なものには○を、誤っているものまたは不適切なものには×を、解答用紙に記入しなさい。（各1点）

（問1） 弁護士資格を有しない相続診断士が、事件性のある法律相談を無償で行うことは弁護士法に抵触する。

解答 ○

解説 弁護士資格を有しない者が事件性のある法律相談を無償で行った場合でも、弁護士法に抵触する可能性があります。

実務編テキスト P67

（問2） 弁護士資格を有しない相続診断士が、遺産分割についてのセミナーの講師を務めても、一般的な法律解釈であれば、弁護士法に抵触する。

解答 ×

解説 弁護士資格を有しない者でも相続関連セミナーを開催し、講師として一般的な相続の説明を行うことは可能です。

実務編テキスト P68

（問3） 弁護士資格を有しない者が、業として有償で行う遺言書の作成アドバイスは、弁護士法に抵触しない。

解答 ×

解説 弁護士資格を有しない者が業として有償で行う遺言書作成のアドバイス（法律相談）を行うことは、弁護士法に抵触します。

実務編テキスト P67

（問4） 公正証書遺言の証人は、弁護士・司法書士・税理士・行政書士のみが業として行うことができる。

解答 ×

解説 公正証書遺言の証人は、未成年者及び遺言者の推定相続人、受遺者等の利害関係人以外の者であれば、弁護士に限られずになることができます。

知識編テキスト P51

（問5） 税理士資格を有しない相続診断士が、有償で税務セミナーを開催することは、直ちに税理士法に抵触しない。

解答 ○

解説 税務セミナーを開催することは、有償無償を問わず税理士法に抵触しません。

実務編テキスト P70

(問 6) 税理士資格を有しない相続診断士が、顧客から家族構成や財産のヒアリングを行い、相続税の試算をしても、無償であれば税理士法に抵触しない。

解答 ×

解説 税理士資格を有しない者が、相続税の試算をすることは有償無償を問わず税理士法に抵触します。

実務編テキスト P70

(問 7) 相続診断士は、顧客からの委任状があれば戸籍謄本を取得することができる。

解答 ○

解説 顧客からの委任状があれば、戸籍謄本等の書類を集めることが可能です。

実務編テキスト P73

(問 8) 司法書士資格を有しない相続診断士は、無償であっても、遺産分割協議により不動産の名義を被相続人から相続人へ変更する相続登記（権利登記）の申請を行うことができない。

解答 ○

解説 司法書士資格を有しない者は、有償無償を問わず、相続登記の申請を代理することは司法書士法に抵触する可能性があります。

実務編テキスト P69

(問 9) 遺言執行者には弁護士・司法書士・税理士・行政書士のみが就任することができる。

解答 ×

解説 相続診断士は遺言執行者に就任することができます。ただし、未成年者と破産者は遺言執行者となることができません。

知識編テキスト P54

(問 10) 相続診断士は、顧客との契約により任意後見人となることができるほか、任意後見契約を前提とした見守り契約を締結し、被後見人となる方をサポートすることができる。

解答 ○

解説 相続診断士は、任意後見人となることができます。ただし複雑な場合は専門家への橋渡しに徹しましょう。

実務編テキスト P73

第2問 次の相続の関連法規に関する各文章（問11～問30）を読んで、それぞれの答えを語群の中から1つ選んで、解答用紙に記入しなさい。（各3点）

下記（問11～問13）甲さんの親族関係図は以下のとおりである。

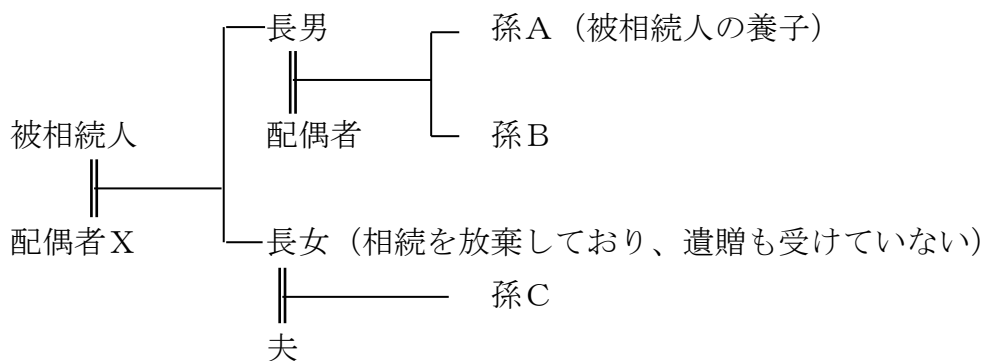
（設例）

甲さん（被相続人）は、平成30年1月31日に死亡し、同日において下記の全員がそのことを知った。孫A、B、Cは、昨年、それぞれ現金200万円ずつ贈与を受けている。また、長男は平成28年6月30日に事業用資金として2,000万円の贈与を受け、長女は平成26年2月10日に現金1,000万円の贈与を受けている。配偶者Xは平成28年1月15日に居住用財産2,500万円の贈与を受けて、贈与税の配偶者控除の特例の適用を受けている。

なお、相続人は全員この相続により財産を取得した。

また、相続人で相続時精算課税制度を選択している者はいない。

<親族関係図>



（問11）上記の設例に基づいて、相続開始前3年以内の贈与財産で相続財産に加算するものはどれか。

1. 長男、孫Aが受けた贈与財産
2. 長男、孫A、孫B、孫Cが受けた贈与財産
3. 長男、長女、孫A、孫B、孫Cが受けた贈与財産
4. 配偶者X、長男、長女、孫Aが受けた贈与財産

解答 1

解説

- ・長女は相続を放棄しているので、「相続人」には配偶者X、長男と養子である孫Aの3人が該当する。
- ・長女は遺贈により財産を取得していないので、平成26年の現金1,000万円の贈与は、生前贈与加算されない。
- ・長男が受けた2,000万円の贈与は相続開始前3年以内のため、生前贈与加算さる。
- ・配偶者Xは相続開始前3年以内に甲から贈与により財産を取得しているが、贈与税の配偶者控除2,000万円までは生前贈与加算の規定の適用はない。
- ・昨年孫Aが贈与を受けた200万円が生前贈与加算される。

知識編テキスト P82

(問12) 甲さんの相続にかかわる民法上の相続人と法定相続分の組合せとして、正しいものはどれか。

- |    |     |     |    |     |    |     |        |
|----|-----|-----|----|-----|----|-----|--------|
| 1. | 配偶者 | 1/2 | 長男 | 1/4 | 長女 | 1/4 |        |
| 2. | 配偶者 | 1/2 | 長男 | 1/4 | 孫A | 1/4 |        |
| 3. | 配偶者 | 1/2 | 長男 | 1/6 | 長女 | 1/6 | 孫A 1/6 |
| 4. | 配偶者 | 1/2 | 長男 | 1/6 | 孫A | 1/6 | 孫C 1/6 |

解答 2

解説 ※基本問題ですので、間違えてしまった方は必ず復習しておいてください。

知識編テキスト P20・77

(問13) 甲さんの相続にかかわる遺産にかかる基礎控除額として、正しいものはどれか。

1. 4,800万円
2. 5,400万円
3. 6,000万円
4. 6,400万円

解答 2

解説 基礎控除額=3,000万円+600万円×法定相続人の数

本問の場合 3,000万円+600万円×4人(注)

(注) 配偶者・長男・長女・孫A の4人

知識編テキスト P69・77

(問 14) 鈴木さんの夫は平成 29 年 1 月 30 日、自動車事故により他界した。妻の和子さんは夫の不慮の事故に伴い財産を相続することになったが生前にも以下の財産の贈与を受けていた。

<資料>

平成 26 年分

5 月 1 日に M 商事の株式 2 万株 (評価額 300 万円)

なお、上記株式の相続開始時における評価額は 200 万円。

平成 27 年分

2 月 15 日に居住用不動産 (評価額 2,000 万円)

なお、上記の贈与につき贈与税の配偶者控除の適用を受けた。

平成 28 年分

3 月 20 日に現金 200 万円

5 月 1 日に M 商事の株式 1 万株 (評価額 200 万円)

なお、上記株式の相続開始時における評価額は 100 万円。

10 月 20 日に現金 100 万円

上記の資料より、今回の相続税を計算する際に生前贈与加算の対象となる金額として、正しいものはどれか。

1. 400 万円
2. 500 万円
3. 800 万円
4. 2,800 万円

解答 2

解説 200 万円 (現金) + 200 万円 (株式) + 100 万円 (現金) = 500 万円

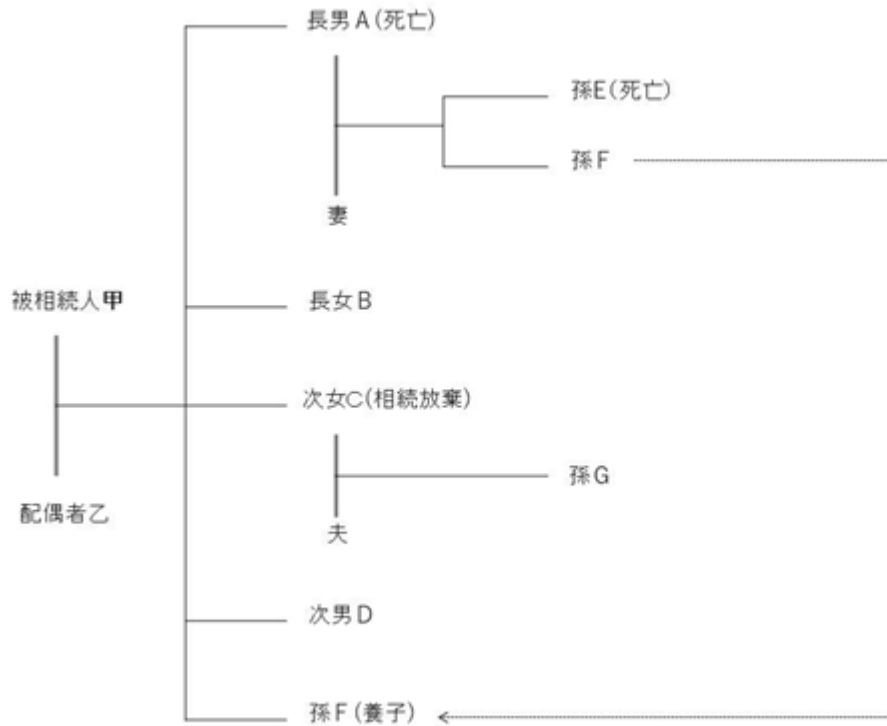
平成 26 年分・・・ 3 年超の贈与で加算対象外。

平成 27 年分・・・ 贈与税の配偶者控除の適用を受けた部分は加算しない。

平成 28 年分・・・ 基礎控除額以下である部分も加算の対象となる。

知識編テキスト P82・127

(問 15) 平成 29 年 10 月に亡くなった甲さんの親族関係図は以下のとおりである。



(注) 長男 A は平成 25 年 1 月に病気で亡くなっている。

孫 E は平成 29 年 1 月に自動車事故で亡くなっている。

甲さんにかかわる民法上の相続人と法定相続分の組合せとして、正しいものはどれか。

1. 配偶者乙  $1/2$   
 長女 B と次女 C および次男 D それぞれ  $1/2 \times 1/3 = 1/6$
2. 配偶者乙  $1/2$   
 長女 B、次男 D および孫 G それぞれ  $1/2 \times 1/5 = 1/10$   
 孫 F  $1/2 \times 1/5 \times 2 = 1/5$
3. 配偶者乙  $1/2$   
 長女 B、次女 C および次男 D それぞれ  $1/2 \times 1/5 = 1/10$   
 孫 F  $1/2 \times 1/5 \times 2 = 1/5$
4. 配偶者乙  $1/2$   
 長女 B および次男 D それぞれ  $1/2 \times 1/4 = 1/8$   
 孫 F  $1/2 \times 1/4 \times 2 = 1/4$

解答 4

解説 本問も基本問題です。相続人と相続分、法定相続人や法定相続人の数については必ず確認しておいてください。

知識編テキスト P20・77

(問 16) Aさんはお父様から相続により取得した財産に対する相続税額が1億4,000万円になったため、このうち4,850万円は金銭で納付し、残り9,150万円について延納の申請をした。Aさんが延納の適用を受けた場合の第1回分納税額として、正しいものはどれか。なお、相続により取得した課税財産の価額に対する不動産等の価額に占める割合は70%として計算し、延納期間は認められる最長期間を選択するものとする。延納に関する利子税については考慮しなくてよい。延納申請に関する諸条件は、すべて満たしている。

1. 305万円
2. 457万5千円
3. 610万円
4. 915万円

解答 3

解説 延納期間の最長年数は不動産等の割合によって決まり、さらに、不動産等に係る延納相続税額と動産等（その他の財産）に係る延納相続税額とに区分される。

不動産等の価額の割合	不動産等の価額に対応する相続税額	その他の財産に対応する相続税額
原則 50%未満	5年	5年
50%以上 75%未満	15年	10年
75%以上	20年	10年

不動産等の割合が70%であるため、最長の延納期間は不動産等に係る延納相続税額が15年、動産等に係る延納相続税額が10年となる。

不動産等に係る延納相続税額  $1億4,000万円 \times 70\% = 9,800万円 > 9,150万円$

したがって、9,150万円はすべて不動産等にかかる延納相続税額となる。

$9,150万円 \div 15年 = 610万円$

知識編テキスト P109



(問 17) 相続診断士の甲さんは、遺産総額 3 億 2,000 万円 (遺留分対象財産額) を残して平成 29 年 1 月 30 日に亡くなった被相続人甲の長女より遺留分が侵害されている旨の相談を受けた。長女によると、遺言には遺産分割について下記のように指定してあった。相続人は妻、長男、長女、二男、長男の子(甲と平成 25 年 10 月に養子縁組)の 5 人だけである。長女が侵害された遺留分の金額として、正しいものはどれか。

妻 1 億 2,000 万円  
 長男 1 億円  
 長女 2,000 万円  
 二男 5,000 万円  
 長男の子 3,000 万円

1. なし
2. 1,000 万円
3. 2,000 万円
4. 3,000 万円

解答 1

解説

	(遺留分)	×	(法定相続分)	=	
長女の遺留分の割合	$1/2$		$1/8$		$= 1/16$
遺産総額	3 億 2,000 万円	×	$1/16$		$= 2,000 万円$
長女が侵害された遺留分の金額	$2,000 万円 - 2,000 万円 = 0 円$				

知識編テキスト P58

下記(問 18~19)の製造業を営む甲さんは、平成 29 年 2 月、工場からの帰り道で事故に遭い死亡した。生前甲さんは万一のために次の保険契約について保険料を負担していた。

契約	被保険者	保険金受取人	保険金額	保険料総額	保険料負担割合
A	甲	長男 A	4,000 万円	600 万円	甲 100%
B	甲	二男 B	4,000 万円	400 万円	甲 100%
C	妻乙	長男 A	3,000 万円	180 万円	甲 100%
D	甲	長女 C	1,000 万円	100 万円	甲 100%

甲さんの相続人には妻乙さんのほか、長男A、二男B、長女Cがいるが、二男Bは今回の相続につき適法に放棄をした。

(問 18) 上記表から今回の相続でみなし相続財産となる生命保険金の額として、正しいものはどれか。なお、今回の相続で保険事故が発生したものについては各受取人が保険金を取得している。

1. 5,000 万円
2. 6,000 万円
3. 9,000 万円
4. 1億 2000 万円

解答 3

解説 ㊶長男A 4,000 万円  
㊷二男B 4,000 万円  
㊸長男A 保険事故未発生 (被保険者 妻乙)  
㊹長女C 1,000 万円  
∴4,000 万円+4,000 万円+1,000 万円=9,000 万円

知識編テキスト P74

(問 19) 上記資料から、今回の相続税を計算するにあたって長男Aの課税価格に算入される金額 (非課税金額控除後の金額) として、正しいものはどれか。

1. 2,000 万円
2. 2,400 万円
3. 3,000 万円
4. 4,000 万円

解答 2

解説 生命保険金等の非課税金額

500 万円×法定相続人の数 (4人) =2,000 万円

4,000 万円 (長男A) +1,000 千円 (長女C) =1,000 万円 > 2,000 万円

∴長男A分 2,000 万円×4,000 万円/5,000 万円=1,600 万円

長女C分 2,000 万円×1,000 万円/5,000 万円= 400 万円

※二男Bは相続人でない(相続放棄をしている)ため非課税の適用なし。

長男Aさんの課税価格に算入される金額

4,000 万円-1,600 万円=2,400 万円

知識編テキスト P80

下記(問 20～21)の甲さんは平成29年5月31日に肺がんのため亡くなった。

(問 20) 甲さんの相続人は妻、長男、長女(相続放棄)、二男の計4人であり、各人の課税価格の合計額が3億円の場合の相続税の総額として、正しいものはどれか。

1. 5,080万円
2. 5,510万円
3. 6,700万円
4. 7,400万円

【相続税早見表】

法定相続分に応ずる取得金額	税率	控除額
1,000万円以下	10%	-
3,000万円以下	15%	50万円
5,000万円以下	20%	200万円
1億円以下	30%	700万円
2億円以下	40%	1,700万円
3億円以下	45%	2,700万円
6億円以下	50%	4,200万円
6億円超	55%	7,200万円

解答 1

解説 ①課税遺産総額

$$3 \text{ 億円} - (3,000 \text{ 万円} + 600 \text{ 万円} \times 4 \text{ 人}) = 2 \text{ 億} 4,600 \text{ 万円}$$

②相続税の総額

$$\text{妻} \quad 2 \text{ 億} 4,600 \text{ 万円} \times 1 / 2 = 1 \text{ 億} 2,300 \text{ 万円}$$

$$1 \text{ 億} 2,300 \text{ 万円} \times 40\% - 1,700 \text{ 万円} = 3,220 \text{ 万円}$$

長男、長女、二男

$$2 \text{ 億} 4,600 \text{ 万円} \times 1 / 6 = 4,100 \text{ 万円}$$

$$4,100 \text{ 万円} \times 20\% - 200 \text{ 万円} = 620 \text{ 万円}$$

$$3,220 \text{ 万円} + 620 \text{ 万円} \times 3 \text{ 人} = 5,080 \text{ 万円}$$

知識編テキスト P84～86

(問 21) 相続開始時における甲さん本人にかかる債務の状況と葬式費用の内訳は以下のとおり。

債 務	葬式費用
銀行借入金 2,000 万円	通夜費用 150 万円
固定資産税 50 万円	葬式費用 150 万円
墓地買入未払金 300 万円	初七日法要代 30 万円
アパート預り敷金 50 万円	香典返戻費用 120 万円

甲さんの相続にかかる相続税の計算において課税財産から差し引くことができる債務控除の額として、正しいものはどれか。

なお、各相続人（全員日本国内に居住）が均等に負担しているものとする。

1. 2,300 万円
2. 2,400 万円
3. 2,700 万円
4. 2,850 万円

解答 2

解説 (控除の対象となるもの)

- ・ 債務・・・銀行借入金・固定資産税・アパート預り敷金  
※墓地買入未払金・弁護士費用は控除できない。
- ・ 葬式費用・・・通夜費用・葬式費用  
※法要費用・香典返戻費用は控除できない。

知識編テキスト P81

(問 22) 節税対策として、現況甲の自宅敷地に、ビルを建築することを検討している。建物は4階建てで1階が甲の飲食店の店舗、2階～3階が賃貸部分で4階が自宅。甲がビルを建築することによる財産評価引下げ額（相続税評価額）として正しいものはどれか。

なお、小規模宅地等についての相続税の課税価格の計算の特例の適用は考慮せず、賃貸割合は100%とする。また、借入金元本についても返済前とする。

ビルの敷地の自用地評価額 1億6,000万円

ビル（建物）の固定資産税評価額 1億4,000万円

借地権割合 70%

借家権割合 30%

建物建築資金（2億円）の調達方法

銀行借入金 2億円

1. 9,780 万円
2. 1 億円
3. 1 億 200 万円
4. 1 億 3,756 万円

解答 1

解説

(単位：万円)

財産内容	現状	対策後	差額
土地	16,000	14,320	△1,680
建物	—	11,900	11,900
定期預金	—	—	—
借入金	—	△20,000	△20,000
合計	16,000	6,220	△9,780

土地 1 階の評価 4,000 万円  
 2 階～3 階の評価  $8,000 \text{ 万円} \times (1 - 70\% \times 30\% \times 100\%) = 6,320 \text{ 万円}$   
 4 階の評価 4,000 万円  
 対策後の評価  $4,000 \text{ 万円} + 6,320 \text{ 万円} + 4,000 \text{ 万円} = 14,320 \text{ 万円}$

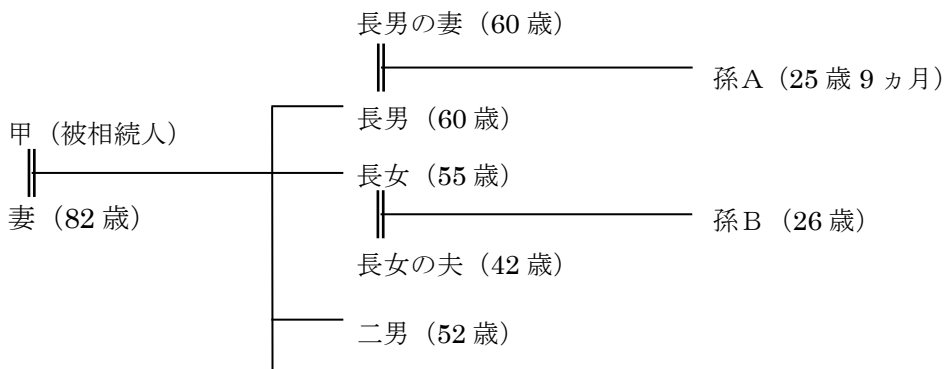
建物 1 階の評価 3,500 万円  
 2 階～3 階の評価  $7,000 \text{ 万円} \times (1 - 30\% \times 100\%) = 4,900 \text{ 万円}$   
 4 階の評価 3,500 万円  
 対策後の評価  $3,500 \text{ 万円} + 4,900 \text{ 万円} + 3,500 \text{ 万円} = 11,900 \text{ 万円}$

知識編テキスト P184・195

実務編テキスト P48～50

(問 23～26) 甲さんは平成29年12月1日に自宅で死亡した。  
 甲さんの相続人等は次のとおりである。以下の(問 23～26)について、正しいものはどれか。なお、  
 解答は千円以下を切り捨てることとする。

[親族関係図]



[留意点]

- 被相続人の死亡時において、相続人と被相続人はすべて日本国籍を有し、かつその住所は日本国内にある。また、財産はすべて国内財産である。
- 長男の妻は平成22年12月に、孫Aは平成25年1月に被相続人と普通養子縁組をしている。
- 長女は今回の相続について、正式に相続を放棄している。
- 孫Aは2級(特別)身体障害者手帳を持っている。  
 相続人は、相続時精算課税制度を選択していない。

<各相続人の取得財産の状況>

相続人	分割による取得財産の価額	債務控除額
妻	1億2,000万円	
長男	1億3,000万円	3,000万円
孫A	3,000万円	
長男の妻	1,000万円	
二男	4,000万円	
合計	3億3,000万円	3,000万円

(注) 取得財産の価額および債務控除額は、いずれも相続税評価額である。

【相続税早見表】

法定相続分に応ずる取得金額	税率	控除額
1,000万円以下	10%	-
3,000万円以下	15%	50万円
5,000万円以下	20%	200万円
1億円以下	30%	700万円
2億円以下	40%	1,700万円
3億円以下	45%	2,700万円
6億円以下	50%	4,200万円
6億円超	55%	7,200万円

(問 23) 遺産に係る基礎控除後の「課税遺産総額」として、正しいものはどれか。

1. 2億2,800万円
2. 2億3,400万円
3. 2億4,000万円
4. 2億4,600万円

解答 3

解説 ①相続税の課税価格の合計額 3億3,000万円－3,000万円＝3億円  
②遺産に係る基礎控除額 3,000万円＋600万円×5人(注)＝6,000万円  
③課税遺産総額 ①－②＝2億4,000万円

(注)本問での「法定相続人」は、妻、長男、長女、二男、長男の妻(養子)、孫A(養子)であるが、被相続人に実子がある場合に法定相続人の数に算入する養子の数は1人とされるので、法定相続人の数は5人となる。なお、長女は相続を放棄しているが、「法定相続人」は相続の放棄がなかったものとした場合における相続人であるため、「法定相続人」に含まれる。

知識編テキスト P69・77

(問 24) 「相続税の総額」として、正しいものはどれか。

1. 4,270万円
2. 4,485万円
3. 4,700万円
4. 5,080万円

解答 3

解説 ①法定相続分

妻 1/2

長男・長女・二男・長男の妻または孫A(4人)  $1/2 \times 1/4 = 1/8$

②法定相続分に応ずる取得金額(課税遺産総額×法定相続分)

妻 24,000万円×1/2＝12,000万円

長男・長女・二男・長男の妻または孫A 24,000万円×1/8＝3,000万円

③相続税の総額(上記②に応ずる相続税を算出し、合計する)

妻 12,000万円×40%－17,000千円＝3,100万円

長男・長女・二男・長男の妻または孫A(4人)

$3,000万円 \times 15\% - 50万円 = 400万円$

よって、相続税の総額は、3,100万円＋400万円×4人＝4,700万円 となる。

知識編テキスト P84～86

(問 25) 仮に「相続税の総額」が 5,000 万円である場合、孫 A が「2 割加算対象者」だった場合の納付すべき「相続税額」として、正しいものはどれか。

1. 360 万円
2. 500 万円
3. 545 万円
4. 600 万円

解答 4

解説 孫 A の納付すべき相続税額

①算出相続税額を求める。 $5,000 \text{ 万円} \times 3,000 \text{ 万円} / 30,000 \text{ 万円} = 500 \text{ 万円}$

②相続税の 2 割加算額を計算する。  $500 \text{ 万円} \times 20\% = 100 \text{ 万円}$

③納付すべき相続税額は①+②。  $500 \text{ 万円} + 100 \text{ 万円} = 600 \text{ 万円}$

知識編テキスト P88

(問 26) 孫 A が適用を受けられる「障害者控除の限度額」として、正しいものはどれか。なお、孫 A は、過去に障害者控除を受けたことはない。

1. 550 万円
2. 600 万円
3. 1,100 万円
4. 1,200 万円

解答 4

解説 1 級または 2 級の身体障害者は、特別障害者に該当する。本問の孫 A は 2 級であるため、「特別障害者」に該当する。この場合の障害者控除額は、20 万円に二男が 85 歳に達するまでの年数を乗じた金額を控除額とする。

障害者控除額 =  $20 \text{ 万円} \times (85 \text{ 歳} - 25 \text{ 歳 (注)}) = 1,200 \text{ 万円}$

(注) 25 歳 9 ヶ月 → 25 歳 (9 ヶ月は切捨て)

知識編テキスト P92



(問 27) 甲さんの家族は妻と長男、長女と二男である。長男は、平成29年10月に甲さんから  
の贈与について「相続時精算課税制度」を選択し、土地 2,500 万円、現金 300 万円と上  
場株式(評価額)200 万円の贈与を受けた。なお、上記贈与後の甲さんの財産は3 億円と  
する。長男の平成29年分の贈与税として、正しいものはどれか。

1. ゼロ
2. 100 万円
3. 200 万円
4. 600 万円

解答 2

解説 長男の贈与税

$$(3,000 \text{ 万円} - 2,500 \text{ 万円}) \times 20\% = 100 \text{ 万円}$$

知識編テキスト P137

(問 28) 次のゴルフ会員権の相続時評価額として、正しいものはどれか

・ 預託金の額 700 万円

(預託金は入会金 200 万円を含む)

退会または会員権の譲渡により預託金の返還を申し出た場合には、直ちに返還されることにな  
っているが、入会金については返還されない。

・ 名義書換料 50 万円

・ 売買手数料 10 万円

・ 相続開始時における取引価格 200 万円

取引価格には、上記の預託金の額は含まれていない。

1. 140 万円
2. 200 万円
3. 640 万円
4. 840 万円

解答 3

解説  $200 \text{ 万円} \times 70\% + 500 \text{ 万円} = 640 \text{ 万円}$

知識編テキスト P166

(問 29) 甲さんは平成 30 年 1 月 7 日に亡くなった。次の A 株式会社（上場会社）の株式 3 万株の相続税評価額として、正しいものはどれか。

・課税時期（平成 30 年 1 月 5 日）の終値	260 円
・課税時期（平成 30 年 1 月 9 日）の終値	280 円
・平成 30 年 1 月中の終値の月平均額	275 円
・平成 29 年 12 月中の終値の月平均額	285 円
・平成 29 年 11 月中の終値の月平均額	290 円
・平成 29 年 10 月中の終値の月平均額	260 円
・平成 30 年 1 月 31 日終値	255 円

1. 765 万円
2. 780 万円
3. 810 万円
4. 825 万円

解答 3

解説 次の価額のうち、最も低いもので評価する。

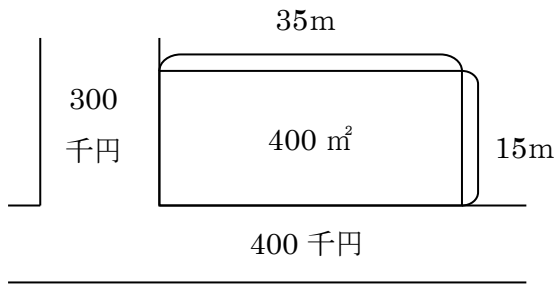
①課税時期の終値	270 円
※終値がないので 1 月 5 日と 9 日の終値の平均値を採用	
②課税時期の属する月の毎日の終値の平均額	275 円
③課税時期の属する月の前月の毎日の終値の平均額	285 円
④課税時期の属する月の前々月の毎日の終値の平均額	290 円

したがって、最も低いのは 270 円

$270 \text{ 円} \times 3 \text{ 万株} = 810 \text{ 万円}$

知識編テキスト P166

(問 30) 平成 29 年 8 月 31 日に死亡した甲さんは、次の宅地を所有していた。この宅地は甲さんの所有していた家屋の敷地で、1 階は空き室、2 階は甲さんの二男の自宅、3 階は甲さんの長男の自宅、4 階は甲さんと妻が居住の用に供されていて現在も甲さんの妻が居住している。この宅地を甲さんの妻が相続により取得した場合、宅地の相続税評価額として正しいものはどれか。なお、当該宅地について、「小規模宅地等についての相続税の課税価格の計算の特例」を適用する予定である。



- 奥行価格補正率
 

10m以上 24m未満	1.00
32m以上 36m未満	0.96
- 側方路線影響加算率
 

角地	0.03	準角地	0.02
----	------	-----	------
- 借地権割合 70%

1. 64,921,600 円
2. 65,382,400 円
3. 129,843,200 円
4. 130,764,800 円

解答 4

解説 敷地の評価は、建物の利用状況に応じて評価される。

敷地は自用地評価となる。

(1) 宅地の自用地評価額

$$400 \text{ 千円} \times 1.00 + 300 \text{ 千円} \times 0.96 \times 0.03 = 408,640 \text{ 円}$$

$$408,640 \text{ 円} \times 400 \text{ m}^2 = 163,456,000 \text{ …… 当該宅地の相続税評価額}$$

「小規模宅地等についての相続税の課税価格の計算の特例」については、事業用に相当する部分については 400 m<sup>2</sup>まで 80%減額、居住用に相当する部分については 330 m<sup>2</sup>まで 80%減額、不動産賃貸部分については相続税の申告期限まで継続して所有し不動産貸付を行っていた場合には貸付事業用宅地等に該当するため、貸家建付地部分についても特例対象面積までに限り、特例を適用できる。

(2) 小規模宅地等の減額金額

特定居住用宅地等

$$163,456,000 \text{ 円} \times 1/4 \times 80\% = 32,691,200 \text{ 円}$$

(3) 当該宅地の評価額

$$(1) - (2) = 130,764,800 \text{ 円}$$

第3問 次の相続の関連法規に関する各文章（問31～問40）を読んで、正しいものまたは適切なものには○を、誤っているものまたは不適切なものには×を、解答用紙に記入しなさい。  
（各2点）

（問31） 相続の発生により相続人が承継する財産には、被相続人の慰謝料請求権も含まれる。

解答 ○

解説 相続人は相続開始の時から、被相続人の一身に専属したものを除き、被相続人の財産に属した一切の権利義務を承継します。

知識編テキスト P13

（問32） 被相続人は、遺言によっても、遺留分を有する推定相続人を廃除することができる。

解答 ○

解説 遺留分を有する推定相続人の廃除は、遺言によってもすることができます。

知識編テキスト P45

（問33） 被相続人の子が相続開始前に死亡していたときは、その者の子がこれを代襲して相続人となる。

解答 ○

解説 「以前死亡」は代襲原因となるため、被相続人の子が死亡していた場合には、その者の子（孫）が相続人となります。

知識編テキスト P17

（問34） 相続人が配偶者と直系尊属の場合は、配偶者が4分の3、直系尊属が4分の1相続する。

解答 ×

解説 相続人が配偶者と直系尊属の場合、配偶者3分の2、直系尊属3分の1の割合で相続します。

知識編テキスト P20

（問35） 相続人が直系尊属と兄弟姉妹の場合は、直系尊属が3分の2、兄弟姉妹が3分の1の割合で相続する。

解答 ×

解説 相続人が直系尊属と兄弟姉妹の場合、直系尊属のみが相続人となるため、直系尊属が全財産を相続します。

知識編テキスト P16・20

(問 36) 相続人が相続財産の全部を処分したときは、単純承認したものとみなされる。

解答 ○

解説 相続人が相続財産の全部を処分することは、法定単純承認事由に該当し、単純承認したものとみなされます。

知識編テキスト P29

(問 37) 相続人が実子と養子の二人のみの場合、相続分は同じである。

解答 ○

解説 相続人が実子と養子の場合、両者に差はなく、法定相続分は同等となります。

知識編テキスト P14

(問 38) 相続放棄をしようとする者は、相続の開始があったことを知った時から6ヶ月以内に家庭裁判所に申述しなければならない。

解答 ×

解説 相続の放棄は、自己に相続の開始があったことを知った時から3か月以内に家庭裁判所へ申述する必要があります。

知識編テキスト P31

(問 39) 遺留分の放棄は、相続開始前においても、その旨の意思表示により行うことができる。

解答 ×

解説 相続開始前の遺留分の放棄は、家庭裁判所の許可が必要となります。

知識編テキスト P31

(問 40) 任意後見契約は、司法書士が証人になれば効力が生じる。

解答 ×

解説 任意後見契約は、必ず公正証書によって行わなければなりません。

知識編テキスト P158

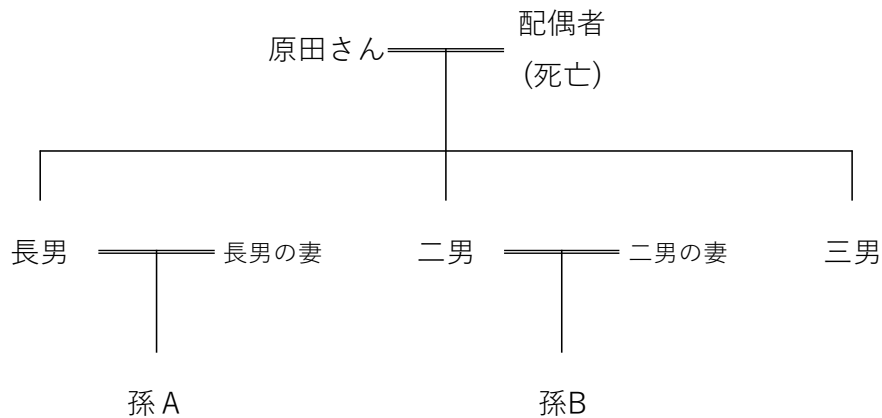
第4問 次の設例に基づき、相続における遺産分割に関する以下の（問41～45）について、それぞれの答えを語群の中から1つ選んで、解答用紙に記入しなさい。（各2点）

<設例>

原田さんは、賃貸事業を営む地主です。賃貸住宅2棟、駐車場3ヶ所を所有しています。賃貸事業は順調で入居率は95%で推移しております。

原田さんには、建築業者から駐車場①に賃貸マンションの建築の提案を受けており、作成したシミュレーションでは駐車場の収入より多くの収入が期待できることから、原田さんは前向きに検討していますが、相続を考えると納税が心配になります。

【家系図】



【財産明細】

財産の種類		評価額		財産の種類		評価額	
土地	自宅	3,000	万円	建物	自宅	1,800	万円
	マンション	20,000	万円		マンション	10,000	万円
	アパート	8,000	万円		アパート	3,000	万円
	駐車場①	15,000	万円	預貯金	15,000	万円	
	駐車場②	8,000	万円	上場株式	3,000	万円	
	駐車場③	8,000	万円	<b>課税価格合計</b>	<b>94,800</b>	<b>万円</b>	

※土地建物の評価額は、小規模宅地等の特例、貸家建付地評価、貸家評価を考慮後の全額とします。

※借地権割合は60%、借家権割合は30%とします。

※土地は整形地とし各種補正は行わないものとします。

※小規模宅地等の特例はテナントビルに適用済

賃貸事業を営んでいる地主が新たに賃貸マンションを建築する場合について検討します。

原田さんは、自分の相続時には二男と三男には駐車場②と駐車場③をそれぞれに相続させ、納税に関しては駐車場①の売却と預貯金、上場株式でと考えてました。

原田さんの現状の相続人は3人で、相続税額は問41円となります。駐車場①に建築業者の提案通りに全額銀行借入金で賃貸マンション(マンションの固定資産税評価額 10,000 万円、銀行借入金 19,300 万円)を建設した場合、賃貸マンションの土地評価額は問42円、賃貸マンションの建物の評価額は7,000 万円となり、賃貸マンション建築後の相続税額は

問43円となり、問44円相続税額が軽減されます。

賃貸マンションを建築メリットはありますが、この建築によって問45が確保されたわけではありません。現状のままでしたら、原田さんの考えどおり納税が可能でしたが、相続税を納税するための土地の駐車場①に賃貸マンションを建築することにより、駐車場①を相続税を納税するための予定地にすることができなくなり、預貯金、上場株式だけでは問45が不足してしまい、駐車場②か駐車場③を相続税を納税するための予定地に考えなければならなくなります。これでは原田さんが自分の相続時には二男と三男には、駐車場②と駐車場③をそれぞれに相続させたいという希望がかなわなくなる可能性があります。

また、相続税対策のために建築した賃貸マンションの収入が、当初見込んでいた収益に満たない、空室が出てきた等、ローン返済など事業面にも不安が出てきたりすることもありますので、計画は十分留意することが必要です。

相続診断士は、お客様の資産内容や現状の活用等を分析し、節税のみではなく、問45や分割等における問題点を浮き彫りにして、解決策をアドバイスすることが重要です。

#### 【相続税早見表】

法定相続人に応ずる取得金額	税率	控除額
1,000万円以下	10%	-
3,000万円以下	15%	50万円
5,000万円以下	20%	200万円
10,000万円以下	30%	700万円
20,000万円以下	40%	1,700万円
30,000万円以下	45%	2,700万円
60,000万円以下	50%	4,200万円
60,000万円超	55%	7,200万円

#### 【語群】

1	34,800 万	2	32,400 万	3	29,700 万	4	25,650 万
5	3,750 万	6	5,750 万	7	6,750 万	8	15,000 万
9	10,500 万	10	12,300 万	11	現金	12	節税
13	納税資金	14	譲渡資金	15	預金		

解答 (問 41)2 (問 42)10 (問 43)4 (問 44)7 (問 45)13

解説

法定相続人は、長男、二男と三男で、法定相続分は各 3 分の 1

相続税額  $94,800 \text{ 万円} - (3,000 \text{ 万円} + 600 \text{ 万円} \times 3 \text{ 人}) = 90,000 \text{ 万円}$

$90,000 \text{ 万円} \div 3 \times 45\% - 2,700 \text{ 万円} = 10,800 \text{ 万円}$

$10,800 \text{ 万円} \times 3 \text{ 人} = 32,400 \text{ 万円}$

駐車場①に賃貸マンションを建築した場合

土地  $15,000 \text{ 万円} \times (1 - 60\% \times 30\%) = 12,300 \text{ 万円}$

建物  $10,000 \text{ 万円} \times (1 - 30\%) = 7,000 \text{ 万円}$

借入金 19,300 万円

※駐車場①の評価額はゼロになる

相続税額  $94,800 \text{ 万円} - 15,000 \text{ 万円} - (3,000 \text{ 万円} + 600 \text{ 万円} \times 3 \text{ 人}) = 75,000 \text{ 万円}$

$75,000 \text{ 万円} \div 3 \times 45\% - 2,700 \text{ 万円} = 8,550 \text{ 万円}$

$8,550 \text{ 万円} \times 3 \text{ 人} = 25,650 \text{ 万円}$

相続税額の軽減  $32,400 \text{ 万円} - 25,650 \text{ 万円} = 6,750 \text{ 万円}$

実務編テキスト P30～32・P48～50